

○公衆浴場法施行細則

平成16年8月31日

規則第70号

公衆浴場法施行細則を次のように定める。

公衆浴場法施行細則

公衆浴場法施行細則(昭和24年和歌山県規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び和歌山県公衆浴場衛生基準等に関する条例(昭和23年和歌山県条例第41号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第1条の2 この規則において使用する用語は、公衆浴場法、省令及び条例において使用する用語の例による。

2 この規則において規定する水質基準の測定方法は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の定めるところによるほか、別に知事が定めるところによる。

(令3規則12・追加)

(許可の申請)

第2条 省令第1条の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(地位の承継の届出)

第3条 省令第1条の2第1項の届書は、別記第2号様式によるものとする。

2 省令第2条第1項の届書は、別記第3号様式によるものとする。

3 省令第3条第1項の届書は、別記第4号様式によるものとする。

4 省令第3条の2第1項の届書は、別記第5号様式によるものとする。

(令5規則59・一部改正)

(変更等の届出)

第4条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。

(1) 省令第1条の申請書又は省令第1条の2、第2条、第3条若しくは第3条の2の届書に記載した事項を変更した場合 別記第6号様式

(2) 業としての公衆浴場の経営(以下「公衆浴場営業」という。)の全部又は一部を停止し

た場合 別記第7号様式

(3) 公衆浴場営業の全部又は一部を廃止した場合 別記第8号様式

(令3規則7・令5規則59・一部改正)

(原湯等及び浴槽水の水質基準等)

第5条 条例第6条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この水質基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち色度、濁度、pH値及び全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準の一部又は全部を適用しないことができる。

基準項目	水質基準	測定方法
色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量の場合は1リットル中3ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	全有機炭素(TOC)の量の場合は全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

基準項目	水質基準	測定方法
濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量の場合は1リットル中8ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素(TOC)の量の場合は全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
大腸菌群	1ミリリットル中1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(令3規則12・一部改正)

(残留塩素濃度)

第5条の2 条例第6条第7号の規則で定める残留塩素濃度は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 遊離残留塩素濃度が、通常1リットル中0.4ミリグラム程度であり、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないこと。
- (2) 結合塩素のモノクロラミンの濃度が、1リットル中3ミリグラム程度であること。

(令3規則12・追加)

(知事への報告)

第5条の3 条例第6条第17号の規則で定める事項は、第5条第1号の表基準項目の欄及び同条第2号の表基準項目の欄に掲げるレジオネラ属菌とする。

(令3規則12・追加)

(書類の提出)

第6条 省令の規定により提出する書類は、その営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第12号)

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和5年12月12日規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式(第2条関係)

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

保健所長 様

申請者

住 所

氏 名

生年月日

法人にあっては、その名称及び事務所の  
所在地並びに代表者の氏名

公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり公衆浴場営業の許可を申請します。

1 管理人	住所	
	氏名	
	生年月日	
2 公衆浴場 施設	名称	
	所在地	
3 公衆浴場の種類		
4 営業施設の構造設備		
5 用水		
6 燃料	種類	
	1か月の所要予定量	
7 営業開始予定年月日		
8 着工(予定)年月日		
9 竣工(予定)年月日		
10 利用者推定人口		
11 疾病療養のための専用施設の有無		有 ・ 無

注

- 1 燃料については、電力、電力併用、石炭、石炭併用等の区分を記入すること。
- 2 公衆浴場の種類として、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品の名称、成分、用法、用量及び効能を記入すること。

添付書類

- 1 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 営業施設の平面図、断面図、立面図及び配置図(敷地、建物、脱衣室、浴室、浴槽、便所その他の諸構造設備の区分のわかるもの)
- 3 土地、建物の権利関係を明らかにする書類(当該土地又は建物が他人の所有に係る場合は、別に所有者の承諾書を添えること。)
- 4 位置見取図(付近300メートル以内に公衆浴場があれば、その位置及び距離を示したもの)
- 5 公衆浴場衛生基準等に関する条例第6条第4号の適用を受けることとなる場合にあっては、水質検査の結果が第5条第1号に定める基準に適合することを証する書類
- 6 湯水の供給及び排出に係る配管の系統図(循環式浴槽を設置する場合は循環配管、ろ過器及び消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口の位置が明らかであること。)
- 7 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式(第3条関係)

公衆浴場営業譲渡承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者

住 所

氏 名

生 年 月 日

〔法人にあつては、その名称及び事務所の  
所在地並びに代表者の氏名〕

公衆浴場法施行規則第1条の2の規定により、次のとおり公衆浴場営業の譲渡承継の届出をします。

名称	
所在地	
公衆浴場営業許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
浴場業 を譲渡 した者	氏名及び生年月日 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)
	住所 (法人にあつては、その 事務所の所在地)
譲渡の年月日	年 月 日

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第3号様式（第3条関係）

公衆浴場営業相続承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者

住 所

氏 名

生年月日

公衆浴場法施行規則第2条の規定により、次のとおり公衆浴場営業の相続承継の届出をします。

名称	
所在地	
公衆浴場営業許可 の年月日及び番号	年 月 日 第 号
被相続人との続柄	
被相続人	住所
	氏名
相続開始の年月日	年 月 日

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を継承すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記第4号様式（第3条関係）

公衆浴場営業合併承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者  
事務所所在地  
名 称  
代表者氏名

公衆浴場法施行規則第3条の規定により、次のとおり公衆浴場営業の合併承継の届出をします。

名称		
所在地		
公衆浴場営業許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
合併により消滅した法人	名称	
	所在地	
	代表者の氏名	
合併の年月日	年 月 日	

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し



別記第5号様式（第3条関係）

公衆浴場営業分割承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者  
事務所所在地  
名 称  
代表者氏名

公衆浴場法施行規則第3条の2の規定により、次のとおり公衆浴場営業の分割承継の届出をします。

名称		
所在地		
公衆浴場営業許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
分割前 の法人	名称	
	所在地	
	代表者の氏名	
分割の年月日	年 月 日	

添付書類

分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

別記第6号様式(第4条関係)

公衆浴場営業変更届出書

年 月 日

保健所長 様

申請者

住 所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり公衆浴場営業の変更の届出をします。

名	称		
所	在	地	
公衆浴場営業の許可 の年月日及び番号		年	月 日 第 号
変 更 内 容	事	項	変 更 前
			変 更 後
変 更	年 月 日	年	月 日

別記第7号様式(第4条関係)

公衆浴場営業停止届出書

年 月 日

保健所長 様

申請者

住 所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり公衆浴場営業の全部(一部)の停止の届出をします。

名 称			
所 在 地			
公衆浴場営業の許可 の年月日及び番号	年 月 日 第	号	
停 止 内 容			
停 止 理 由			
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	

別記第8号様式(第4条関係)

公衆浴場営業廃止届出書

年 月 日

保健所長 様

申請者

住 所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり公衆浴場営業の全部(一部)の廃止の届出をします。

名 称	
所 在 地	
公衆浴場営業の許可 の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃 止 内 容	
廃 止 理 由	
停 止 年 月 日	年 月 日

別記第1号様式(第2条関係)

(令5規則59・全改)

別記第2号様式(第3条関係)

(令5規則59・追加)

別記第3号様式(第3条関係)

(令3規則7・全改、令5規則59・旧別記第2号様式繰下)

別記第4号様式(第3条関係)

(令3規則7・全改、令5規則59・旧別記第3号様式繰下)

別記第5号様式(第3条関係)

(令3規則7・全改、令5規則59・旧別記第4号様式繰下)

別記第6号様式(第4条関係)

(令5規則59・旧別記第5号様式繰下)

別記第7号様式(第4条関係)

(令5規則59・旧別記第6号様式繰下)

別記第8号様式(第4条関係)

(令5規則59・旧別記第7号様式繰下)